

元気な野菜産地づくり支援事業実施要領

令和6年6月 5日決裁

令和7年4月11日一部改正

第1 目的

本県野菜生産は、大消費地である首都圏の中に位置する「地の利」を活かして発展し、全国でも有数の野菜産地となり、本県農業産出額の約5割を占めている。

しかしながら、露地野菜産地では、高齢化による離農・縮小や、需給構造の変化による価格低迷、生産コストの増加による経営圧迫等により、生産・供給力の維持が懸念される。

このような中、本県の露地野菜産地の持続的な発展のため「元気な野菜産地づくり基本構想（令和6年6月5日農林部長決裁）」に基づき、機械化・省力化等により速やかな経営拡大を図り、産地の核となる経営体を育成・確保することや経営の安定化を図ることが必要である。

そこで、栽培全般の機械化・省力化や収穫・調製等の省力化、及び流通の効率化等に必要な機械等の整備を支援し、契約取引の拡大を通じた多様なマーケット需要に応えられる元気な野菜産地づくりを進める。

第2 定義

本事業における、以下の用語の定義については、次のとおりとする。

1 契約取引

該当野菜の播種又は定植時期前までに販売単価、数量、納入形態等について、販売相手方と書面により合意したものをいう。

第3 事業の内容等

本事業は次に掲げる事業区分により構成し、補助対象、補助率、補助要件等については、1の事業は別記1に、2の事業は別記2に定めるとおりとする。

1 契約取引等生産拡大支援事業

（1）収穫・調製等の省力化への支援

（2）栽培全般の機械化・省力化への支援

2 契約取引等流通体制支援事業

第4 成果目標及び目標年度

事業の成果目標は、別記1、別記2に定めるとおりとする。

事業の目標年度は、事業実施年度の3年後とする。

第5 事業成果の公表等

県は、事業成果等について、ホームページ等により公表することができる。

また、事業実施主体に対して、栽培・経営等に関するデータ等の提供を求めることができる。
なお、その場合の手続き等については、別記1、別記2に定めるとおりとする。

第6 事業の実施等の手続

1 要望の提出

- (1) 事業を実施しようとする事業実施主体は、様式第1号により事業実施要望を、市町村長（原則として、事業を中心的に実施する市町村。以下同様）に提出するものとする。なお、事業実施主体が県域を対象とする広域的な取組を行う場合にあっては、生産振興課長に提出する。
- (2) (1)により要望を提出された市町村長は、様式第1号により事業要望を管轄の農林振興センター所長あてに提出するものとする。

2 ポイントの算出

農林振興センター所長（事業実施主体が県域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、事業実施主体の長。）は、事業採択要件に係るポイント計算基準（表1）に基づき事業実施計画ごとのポイントを算出し、1の要望書に添えて、生産振興課長に提出するものとする。

3 予算の配分

- (1) 生産振興課長は、事業区分ごとに2により算出したポイントが上位の計画から、予算を配分するものとする。
- (2) 生産振興課長は、(1)により配分した結果を、農林振興センター所長（事業実施主体が県域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、事業実施主体の長。）に通知するものとする。

また、農林振興センター所長は、市町村長に通知するものとする。

- (3) 4により申請のあった事業実施計画が1により提出のあった要望の内容と一致しない場合、生産振興課長は(1)による予算の配分を取り消すことができるものとする。

4 実施計画の承認

- (1) 事業実施主体は、様式第2号により事業実施計画書を作成し、1に準じて、市町村長に（事業実施主体が、県域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、生産振興課長に）提出するものとする。
- (2) 市町村長は(1)に基づき事業実施計画書の提出があった場合、事業実施計画書の内容が適切であると認められるときは、様式第3号により農林振興センター所長に提出するものとする。
- (3) ただし、市町村の予算措置後では、年度内の事業実施が困難と判断される場合等知事が特に必要と認める場合は、事業実施主体は市町村長を経由せずに農林振興センター所長に事業実施計画書を提出できるものとし、その場合、事業実施主体は事業実施計画に対する市町村長からの意見を聴取し、添付するものとする。
- (4) 市町村長は(3)により事業実施主体から意見を求められた場合、内容が適切であると

認められるときは様式第4号により事業実施主体へ回答するものとする。

- (5) 農林振興センター所長等（事業実施主体が、県域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、生産振興課長。以下同様）は、申請のあった事業実施計画書の内容が採択要件を満たすと認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

5 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について次に掲げる変更を行おうとする場合、4に準じて農林振興センター所長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4) 目標の変更

6 事業の着手

事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式第5号の交付決定前着手（着工）届を、4に準じて農林振興センター所長等に提出するものとする。

第7 助成

- 1 農林振興センター所長等は、予算の範囲内において別表2、5に定める事業に要する経費について、あらかじめ定める補助率の範囲内において補助をするものとする。
- 2 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。
- 3 補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

第8 事業報告

1 実施状況報告等

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの毎年度、当該年度における実施計画の目標達成状況を、様式第6号により、翌年度の5月末日までに農林振興センター所長等に提出するものとする。
- (2) 事業実施年度を超えても目標が未達成の場合は、事業により導入した機械・施設等の耐用年数が経過するまでの範囲で目標を達成するまで、事業実施主体は（1）に準じて目標達成状況を農林振興センター所長等に提出するものとする。
- (3) 事業の目標年度に達しても実施状況報告における目標が未達成の場合には、知事は、事業実施主体に対し、必要に応じて事業目標達成に向けた改善計画書の作成を求めることができるものとする。

2 その他、事業の遂行状況等の報告

知事は事業実施主体に対し、必要に応じて事業の遂行状況について報告を求めることができるものとする。

第9 その他

事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、農林部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和6年6月 5日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月11日から施行する。

表1 事業採択におけるポイント計算基準

項目	成果目標基準及びポイント	ポイント数
生産拡大面積	作付面積を成果目標以上増加する場合	
	+3.0ha以上	6
	+2.0ha以上	5
	+1.0ha以上	4
	各事業の基準目標（2.0ha又は1.0ha）以上	3
契約取引拡大面積	契約取引面積を成果目標以上増加する場合	
	+1.0ha以上	8
	+0.8ha以上	7
	+0.6ha以上	6
	+0.4ha以上	5
	+0.2ha以上	4
	各事業の基準目標（1.0ha又は0.2ha）以上	3
水田活用取組	生産拡大面積のうち1ha以上を水田により拡大する場合	3
加工・業務用取組	契約取引等を行う相手先が加工・業務用である場合。ただし、本事業実施により規模拡大するものに限る。	3
経営力向上(※)	農業支援課が主催する経営力向上に向けた講習会等を平成29年度以降に修了した場合	3
	又は事業実施年度に受講する場合	1
農地中間管理事業等(※)	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	2
	農地中間管理事業等を利用して農地を所有又は借り受ける見込みがある場合。ただし、本事業により規模拡大するものに限る。	1
地域計画(※)	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）で担う者に位置づけられている場合	3
	地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）で担う者に位置づけられる見込みである場合	1
GAP	契約取引等を行う団体でS-GAP等のGAP認証を取得している場合	4
	S-GAP等のGAP認証を取得している場合	2
	補助事業完了の1年後までの間にS-GAP等のGAP認証を取得する計画がある場合	1
環境負荷低減(※)	環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合	3
	又は年度内に受ける見込みである場合	1
農業経営のセーフティネット(※)	収入保険または野菜価格安定制度等に参加している場合	2
	補助事業完了の1年後までの間に収入保険または野菜価格安定制度等に参加する計画を有しており、かつ、計画を有している旨を埼玉県農業共済組合に情報提供することを承諾する場合。	1

※ 契約取引等流通体制支援事業では、この項目は適用しない。

(別記1)

契約取引等生産拡大支援事業

1 事業の概要

露地野菜の生産拡大に向けた契約取引の拡大に取り組む農業法人等が、栽培全般の機械化・省力化に資する機械・施設や、収穫・調製等の作業時間の削減に資する機械・施設を整備導入する場合に必要な経費を補助する。

2 事業の内容等

(1) 事業の種類

ア 収穫・調製等の省力化への支援

中～大規模経営体に対し、収穫・調製・出荷作業時間の削減に直接的に資する機械・施設の整備導入経費を補助する。

イ 栽培全般の機械化・省力化への支援

準中規模経営体等に対し、栽培全般の機械化・省力化に資する機械・施設の整備導入経費を補助する。

なお、スマート農業機械（先進的な機械に限る）及び水田活用のための排水対策用機械については、事業の種類によらず、補助対象とするものとする。

(2) 対象品目

ア 「元気な野菜産地づくり基本構想」に位置付けられた以下の野菜（17品目）とする。

だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、こまつな、えだまめ、カリフラワー、スイートコーン、ナス、にんにく、馬鈴薯

イ その他、各農林振興センターが元気な野菜産地づくり地域構想へ位置づけた品目は対象とすることができる。

(3) 事業実施主体

別表1に定めるとおりとする。

(4) 補助対象、補助率、補助上限額、補助要件

別表2に定めるとおりとする。

3 事業の成果目標

成果目標は、露地野菜の対象品目の作付拡大面積、及びそのうちの契約取引に向けた作付拡大積とし、その基準は別表3のとおりとする。

4 事業成果の公表等

(1) 県は、本事業の成果及び関連する栽培・経営データ等について、ホームページへの掲載等により公表する場合がある。また、視察の受入れや研修会等における栽培・経営データ等の開示を求める場合がある。

- (2) 県は(1)における公表を行う場合、事業実施主体に事前に協議するものとし、事業実施主体は、県から栽培・経営データ等の提供の要請や、公表の協議があった場合、個人情報等の支障がある場合を除いて協力するものとする。

5 その他

契約取引等流通体制支援事業と成果目標が異なる場合は、同一年度において双方の事業に申請できるものとする。

別表1 契約取引等生産拡大支援事業の事業実施主体

事業種類	事業実施主体	経営規模	事業実施主体の要件
収穫・調製等の省力化への支援	農業法人 認定農業者 認定新規就農者 市町村農業公社 JA出資型法人	中～大規模経営体（事業実施前の露地野菜の作付面積3ha以上の経営体）	・農業法人の場合は、定款に農業生産活動の実施が明記されていること。 ・認定農業者の場合は、農業経営改善計画書に基づく取組であること。 ・認定新規就農者の場合は、就農後2年以上経過し、かつ将来認定農業者になることが見込まれること。また、青年等就農計画に基づく取組であること。
栽培全般の機械化・省力化への支援	農業法人 認定農業者 認定新規就農者 市町村農業公社 JA出資型法人 農業者の組織する団体	準中規模経営体（事業実施前の露地野菜の作付面積1ha以上～3ha未満の経営体）等 ※水田を積極的に活用する場合は経営規模を問わない（※1）	・農業者の組織する団体の場合は、農業者3戸以上で組織し、団体の運営に関する規約があり、機械管理規程等が整備されていること。また、認定農業者又は認定新規就農者1人以上を必ず含むこと。

※1 水田を積極的に活用する場合とは、成果目標において作付拡大する面積のうち1.0ha以上を水田により拡大する場合をいう。

別表2 契約取引等生産拡大支援事業の補助等の基準

事業種類	補助対象(※1)	補助率	補助上限額	補助要件
収穫・調製等の省力化への支援	①収穫・調製・出荷作業の省力化に直接的に資する機械・施設（※2） （収穫機、調製機、計量機、包装機等） ②スマート農業機械（※3） ③水田活用のための排水対策用機械（※4）	1/2以内	350万円	・元気な野菜産地づくり基本構想、及び管轄農林振興センターの作成する元気な野菜産地づくり地域構想の実現に資する取組であること。 ・事業対象品目について、成果目標に沿った生産拡大及び契約取引の拡大等の取組がなされ、その内容が書面により確認できること
栽培全般の機械化・省力化への支援	①栽培全般の機械化・省力化に資する機械・施設（※2） （施肥同時播種機、乗用管理機、中耕培土機、育苗用ハウス等） ②スマート農業機械（※3） ③水田活用のための排水対策用機械（※4）	1/2以内	250万円	

※1 機械・施設は新品に限る。また、既に所持している機械の機能向上を伴わない更新は補助対象としない。

※2 施設は、育苗ハウス及び予冷・保冷库に限る。設置工事費、運搬費も対象とする。育苗用ハウスは施設園芸共済等への加入を必須とする。

※3 スマート農業機械は、直進アシスト機能付トラクタ、農業用ドローン、自動草刈り機等の先進的な機械に限る。

※4 水田活用のための排水対策用機械は、水田を活用する作付拡大計画がある場合に限り補助対象とする。

なお、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。

別表3 契約取引等生産拡大支援事業における成果目標

事業の種類	【成果目標】	
	①露地野菜の作付拡大面積	②うち契約取引の作付拡大面積
収穫・調製等の省力化への支援	概ね2.0ha以上	1.0ha以上
栽培全般の機械化・省力化への支援	概ね2.0ha以上	0.2ha以上

※ 但し、高収益作物（別途県が定める）については、別表3によるところに限らないものとする。

(別記2)

契約取引等流通体制支援事業

1 事業の概要

露地野菜の生産拡大に向けた契約取引の拡大に取り組む団体等が、実需者の希望する納入形態のニーズに応じて流通体系を効率化するために機器・設備を整備導入する場合に必要な経費を補助する。

2 事業の内容等

(1) 対象品目

ア 「元気な野菜産地づくり基本構想」に位置付けられた以下の野菜（17品目）とする。

だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、ブロッコリー、こまつな、えだまめ、カリフラワー、スイートコーン、ナス、にんにく、馬鈴薯

イ その他、各農林振興センターが元気な野菜産地づくり地域構想へ位置づけた品目は対象とすることができる。

(2) 事業実施主体

別表4に定めるとおりとする。

(3) 補助対象、補助率、補助上限額、補助要件

別表5のとおりとする。

3 事業の成果目標

成果目標は、露地野菜の対象品目の契約取引に向けた作付拡大面積とし、その基準は別表6のとおりとする。

4 事業の成果の公表等

(1) 県は、本事業の成果及び関連する栽培・経営データ等について、ホームページへの掲載等により公表する場合がある。また、視察の受入れや研修会等における栽培・経営データ等の開示を求める場合がある。

(2) 県は(1)における公表を行う場合、事業実施主体に事前に協議するものとし、事業実施主体は、県から栽培・経営データ等の提供の要請や、公表の協議があった場合、個人情報等の支障がある場合を除いて協力するものとする。

5 その他

契約取引等生産拡大支援事業と成果目標が異なる場合は、同一年度において双方の事業に申請できるものとする。

別表4 契約取引等流通体制支援事業の事業実施主体

事業種類	事業実施主体	事業実施主体の要件
契約取引等流通体制支援事業	農業者の組織する団体 農業法人 農業協同組合又は農業協同組合連合会 その他知事が認める者	・農業者の組織する団体の場合は、農業者3戸以上で組織し、団体の運営に関する規約があり、機械管理規程等が整備されていること。また、認定農業者又は認定新規就農者1人以上を必ず含むこと。 ・農業法人の場合は、受益農業従事者5人以上を含むこと。 ・農業協同組合又は農業協同組合連合会の場合は、受益農業者が3戸以上であること。

別表5 契約取引等流通体制支援事業の補助等の基準

事業種類	補助対象(※1)	補助率	補助上限額	補助要件
契約取引等流通体制支援事業	流通体系の効率化に資する機器・設備 (共同利用する低温貯蔵庫、乾燥用機器、鉄コンテナ等)	1/2以内	200万円	・元気な野菜産地づくり基本構想、及び管轄農林振興センターの作成する元気な野菜産地づくり地域構想の実現に資する取組であること。 ・事業対象品目について、成果目標に沿った生産拡大及び契約取引の拡大等の取組がなされ、その内容が書面により確認できること

※1 機器・設備は新品に限る。また、既に所持している機器等の機能向上を伴わない更新は補助対象としない。
 なお、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。

別表6 契約取引等流通体制支援事業における成果目標

事業の種類	【成果目標】 ①契約取引の作付拡大面積
契約取引等流通体制支援事業	1.0ha以上